

柔道整復師の施術について

柔道整復師（接骨院・整骨院） のかかり方



組合員証を使用する際には健康保険の適用となる範囲をご理解の上、適切な受診をお願いいたします。

組合員証が使える場合

- ▶ 骨折、脱臼（応急手当の場合を除き医師の同意が必要）
- ▶ 外傷性の打撲、捻挫、挫傷（肉離れなど）



次のような場合は、
整骨院・接骨院で健康保険を
利用することができません。

- 日常生活による肩こりや筋肉疲労
- スポーツなどによる筋肉疲労
- 病気（神経痛、リウマチ、ヘルニア等）からくる痛みやこり
- 同一の負傷などで、医療機関でも治療中の場合
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善が見られない長期の施術

なお、負傷原因が公務災害（通勤災害）に該当する場合や、交通事故に該当する場合は原則として健康保険は利用できません。

⚠ 注意事項

柔道整復師が公立共済へ請求するための柔道整復施術療養費支給申請書に署名する際は、負傷日・負傷部位・施術日数等の記載事項をよく確認してください。白紙の申請書に署名することは間違った請求につながりかねませんので、**施術内容を確認してからの署名にご協力ください。**

組合員の皆さまに施術内容調査を実施しています

公立学校共済組合では、平成29年10月から、医療費の適正化への取組の一環として、柔道整復施術療養費申請書に関する内容点検・審査を行っています。

そのため、組合員の皆さまに施術内容調査を実施させていただく場合があります。これは、皆さまが受けた施術内容と柔道整復師からの請求内容とがきちんと一致しているかを確認させていただくため、文書にて施術内容を照会させていただくものです。照会文書が送付された場合は、期日までに必ずご回答をお願いします。

皆さまから納めていただく大切な保険料の適正な支出のため、ご協力をお願いいたします。

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎03-5320-6827